⑯―２　補助金等の明細

（単位：千円）

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金	70,566	—	3,276	—	—	64,441	
免許状更新講習開設事業費等補助金	37,441	—	577	—	—	32,252	
設備整備費補助金	111,051	—	13,876	—	—	97,174	
合計	219,058	—	17,729	—	—	193,868	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	58,477 (58,477)	4	—	—
	非常勤	10,608	3	—	—
	計	69,085	7	—	—
教職員	常勤	5,681,171 (5,681,171)	758	813,800 (813,800)	35
	非常勤	536,469	564	603	6
	計	6,217,641	1,322	814,404	41
合計	常勤	5,739,649 (5,739,649)	762	813,800 (813,800)	35
	非常勤	547,077	567	603	6
	計	6,286,726	1,329	814,404	41

（注記事項）

⑴　役員に対する報酬等の支給の基準は、国立大学法人北海道教育大学役員給与規則及び国立大学法人北海道教育大学役員退職手当規則に基づき支給している。

　教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準は、一般職国家公務員に準拠し、国立大学法人北海道教育大学職員給与規則及び国立大学法人北海道教育大学職員退職手当規則に基づき支給している。

⑵　支給人員は、年間平均支給人員数、退職給付は年間総支給人数である。

⑶　法定福利費704,195千円は含まれていない。

⑷　上記における人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法について（ガイドライン）」によることとする。ここでいう常勤職員とは、「ガイドライン」中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

⑸　上記金額には「ガイドライン」における派遣会社に支払う費用14,042千円は含まれていない。

⑹　（　）内は退職金相当額が運営費交付金で措置される教職員の支給額で内数である。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区分	学部・大学院	附属施設	附属学校	小計	法人共通	合計
業務費用						
業務費	7,045,324	227,360	1,904,712	9,177,397	940,220	10,117,618
教育経費	1,131,951	14,576	413,885	1,560,413	72,497	1,632,910